

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和2年3月25日

2. 回答を行った年月日

令和2年4月24日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、ポータルサイト「外国人労働者ドットコム」（以下「当社サイト」という）において、監理団体、登録支援機関、送出機関（以下「監理団体等」という）の情報を無料で網羅的に検索できるサービス等を提供している企業である。照会者は、当社サイトにおいて、監理団体等の①上位表示サービス、②紹介サービス、③広告枠提供サービスを行うことを検討している。

具体的には、①上位表示サービスでは、監理団体等に対して、契約した監理団体等の情報を当社サイトの監理団体等の検索結果ページの上位に表示させる有料プランを提供すること、②紹介サービスでは、外国人を雇用したい日本企業に対して、同社からの依頼があった場合に希望条件に合う監理団体等を同社に紹介する有料サービスを提供すること、③広告枠提供サービスでは、当社サイトに広告の掲載を希望する企業等に対して、当社ウェブサイトの有料広告枠を提供することを想定している。

4. 確認の求めの内容

当該サービスの実施に当たり、当該サービスが職業安定法第4条第1項に規定する職業紹介及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）第2条第10項に規定する監理事業に該当しないか、当該サービスを行う者が技能実習法第23条第2項第6号に規定する外国の送出機関に該当しないかについて照会があった。

5. 確認の求めに対する回答の内容

（1）職業安定法第4条第1項に関する照会について

職業安定法第4条第1項に規定する「職業紹介」とは「求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること」をいう。

確認の求めのあった「規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に関する照会書」（以下「照会書」という。）の記載によると、当該サービスにおいて、照会者は、求職者の情報の取得や求職者との連絡等を行わないこととされている。

このため、照会書記載の前提が維持されている限りにおいて、照会者は、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんしておらず、当該サービスにおける照会者の行為は「職業紹介」には該当しないと解釈される。

（2）監理事業の該当性について

「監理事業」とは、実習監理を行う事業をいうところ（技能実習法第2条第10項），「実習監理」とは、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせん及び団体監理型実習実施者に対する団体監理型技能実習の実施に関する監理を行うことをいう（技能実習法第2条第9項）。

今回の照会において、当該サービスには、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせん及び団体監理型実習実施者に対する団体

監理型技能実習の実施に関する監理が含まれているとは認め難い。

そのため、当該サービスは、照会書を見る限り技能実習法第2条第10項に規定する「監理事業」に該当しないと考える。

(3) 外国の送出機関の該当性について

「外国の送出機関」とは、団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう（技能実習法第23条第2項第6号）。

当該サービスには、団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを本邦の監理団体に取り次ぐ内容が含まれているとは認め難い。

そのため、当該サービスを行う者は、照会書を見る限り技能実習法第23条第2項第6号に規定する「外国の送出機関」に該当しないと考える。